

熱海市立学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第12号

熱海市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

熱海市立学校施設使用条例（平成29年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「場合」を「とき。」に改める。

第5条第1項中「受けた者」の次に「（以下「使用者」という。）」を加える。

第7条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「申し出」を「申出」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「第4条の各号の一に」を「第4条各号のいずれかに」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改める。

第10条中「又は」を「、又は」に改める。

第11条ただし書中「つど」を「都度」に改める。

別表第1のうち1 屋内運動場の表中

「

8：30～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	8：30～ 17：00	13：00～ 21：00	8：30～ 21：00
----------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------

」

を

「

午前8時 30分から 正午まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後5 時まで	午後1時から 午後9時30 分まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで
-----------------------	----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。